

# 下水道事業受益者負担金

## 1. 下水道事業受益者負担金とは

下水道が整備されると、トイレの水洗化や地域の水質保全など、快適で衛生的な生活が送れるようになります。しかしながら、下水道整備には多額の費用が必要となります。

そこで、下水道の整備により利益を受ける人(受益者)に、工事費の一部を負担していただき、下水道整備の促進を図ろうというのが「受益者負担金」の制度です。

## 2. 受益地

下水道が整備された区域(供用開始区域)内の土地は、空き地や駐車場など建物が無い土地を含め、すべてが受益地として負担金の対象となります。下水道に接続していなくても、「下水道がいつでも利用できる状態」となっていますので、受益地として負担金は賦課されます。

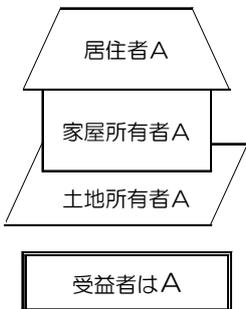
ただし、耕作中の農地や公共性の高い道路など、将来的にも宅地化が見込まれない土地については、実情に応じて徴収猶予や減免となる場合があります。(裏面参照)

## 3. 受益者

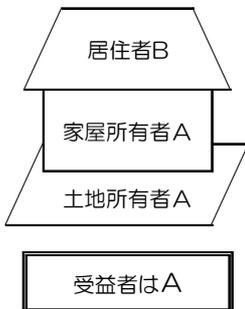
下水道が整備された区域内の土地(受益地)の所有者です。

ただし、その土地に地上権、質権、その他の権利が長期にわたって定められている場合は、権利者が受益者となることもあります。この場合、土地所有者と権利者が話し合いの上、どちらが受益者になるか決めて、申告をしてください。

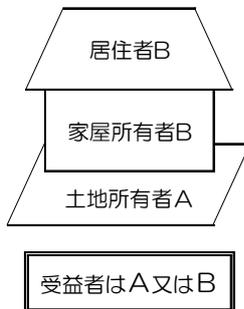
例-1



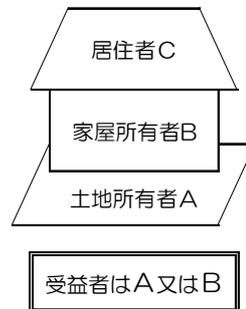
例-2



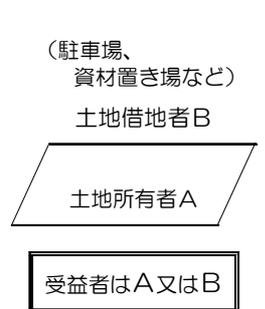
例-3



例-4



例-5



## 4. 受益者負担金の金額

土地1m<sup>3</sup>当り500円です。

※負担金の賦課は、その土地に対して1度限りです。

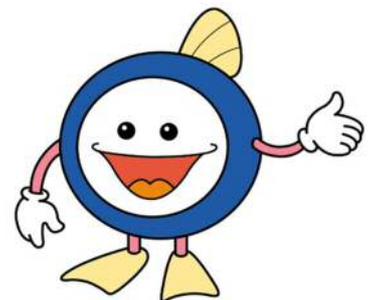
【算出例】200m<sup>3</sup>の土地を所有している場合

$$200\text{m}^3 \times 500\text{円} = 100,000\text{円}$$

### (1) 期別納付

負担金は、5年分割、年4期の計20回に分割して納めていただきます。

第1期	7月1日から7月31日まで
第2期	9月1日から9月30日まで
第3期	12月1日から12月25日まで
第4期	2月1日から2月28日まで



下水道マスコットキャラクター  
「スイスイ」

## (2)一括納付(前納)

負担金を一括して納付されると前納報奨金が交付されます。(実際は、前納報奨金を差し引いた金額での納付となります。)

### 【報奨金の計算】

$$\text{報奨金額} = \frac{\text{1期分の納付金額}}{\text{(2回目以降)}} \times \frac{5}{1,000} \times \text{前納月数の累計}$$

【計算例】負担金総額 100,000 円を初年度第 1 期に全額納付した場合

$$5,000 \text{ 円} \times 5 / 1,000 \times 531 \text{ 月} = 13,200 \text{ 円 (報奨金額)}$$

### ◎前納月数の数え方

	第1期	第2期	第3期	第4期	計
初年度	1月	4月	6月	11月	
第2年度	11月	13月	16月	18月	58月
第3年度	23月	25月	28月	30月	106月
第4年度	35月	37月	40月	42月	154月
第5年度	47月	49月	52月	54月	202月
				累計	531月

## 5. 受益者負担金の納付方法

負担金は、毎年お送りします納付書により、銀行などの金融機関で納付してください。

## 6. 受益者の変更

土地の売買などで新所有者の承諾がある場合は、負担金の分割納付途中でも受益者の変更ができますので、変更届を提出してください。

## 7. 負担金の徴収猶予

耕作中の農地などで、上下水道事業管理者(町長)が認めたときは、負担金の納付が一定期間猶予されます。徴収猶予に該当する理由がなくなったときは、猶予されていた期間の負担金を一括して納めていただくことになります。この場合、前納報奨金は交付されません。

### 【徴収猶予に該当する主な理由】

猶予理由	期間	説明
農地など	5年	現在、耕作されている農地や山林など
私道関係 (接道なし)	1年	私道の所有者が排水設備の設置を承諾しないため、公共下水道の利用ができない土地など
災害、盗難、 その他の事故	1年	火災などの罹災者

## 8. 負担金の減免

受益地が次のような土地で、上下水道事業管理者(町長)が認めた場合、負担金の一部、又は全額が減免されます。

### 【減免に該当する主な理由】

減免の対象となる土地	減免率(%)
公共用地(道路、公園、学校用地など)	25~100
私立の学校、幼稚園、社会福祉施設など	25~75
公道に準じる私道	100
急傾斜地のため宅地化することが困難な土地	25~100
宅地開発などで布設された下水道管が、公共下水道として利用できる開発区域	実情により認定

### 【お問い合わせ】

篠栗町役場上下水道課総務係

TEL: 092-947-1256